

## コンクリート二次製品の申請にあたって

申請書類の作成にあたっては、募集案内の「申請書記入要領」（当課ホームページに掲載しています。）によるほか、コンクリート二次製品については、特に次の事項にご留意ください。

- 1 要件のうち「当該製品の普及が本県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すること。」については、添付資料 2「当該製品の説明書等」の中で、十分理解できるよう説明してください。
- 2 品質基準
  - (1) 安全性への配慮
    - 1) [ 特別管理廃棄物を原材料としていないこと ]  
申請書 9 欄および添付資料 2「当該製品の説明書等」の中で、使用する原材料を明確にしてください。
    - 2) [ 環境基本法に基づく土壌汚染にかかる環境基準に適合していること ]  
当該製品にかかる有害物質 8 項目の溶出量試験結果を提出してください。
    - 3) [ 原料として熔融スラグを使用する製品については、熔融スラグの有害物質の溶出量および含有量について日本産業規格 JIS A5031 および JIS A5032 の基準に適合していること ]  
使用する熔融スラグにかかる有害物質 8 項目の溶出量および含有量の試験結果を提出してください。
  - (2) 規格  
次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれに準じていること。
    - ・ 日本産業規格(JIS)に性能規格のあるものについて、その規格に適合
    - ・ 滋賀県各部局の工事共通仕様書
    - ・ エコマーク商品認定基準
    - 1) 上記のいずれの規格に適合しているかを申請書 13 欄で明確にし、当該規格への適合状況のわかる資料(JIS 認定書の写し、規格の該当部分の複写、試験結果等)を添付してください。
    - 2) コンクリート二次製品の場合、JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」、JIS A5372「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」の規格に適合している、あるいは準じていることがわかる資料を添付してください。
      - ・ 製品の性能（圧縮強度、曲げ強度等）
      - ・ 材料（セメント、骨材、混和剤等）  
セメント・混和剤の試験成績表、骨材の試験成績表（化学成分、膨張性、物理的性能（絶乾密度、吸水率、安定性、粒形判定実積率、微粒分量、すりへり減量）、粒度、粗粒率、アルカリシリカ反応性等）
      - ・ 配合表、設計基準強度、スランプ、空気量
      - ・ 圧縮強度試験結果、配筋図 等
  - (3) その他
    - 1) 「アルカリシリカ反応抑制対策」についてわかる資料を提出してください。
      - (ア)JIS A5308「レディーミクストコンクリート」附属書 B「アルカリシリカ反応抑制対策の方法」
        - a.コンクリート中のアルカリ総量を規制する抑制対策
        - b.アルカリシリカ反応抑制効果のある混合セメントなどを使用する抑制対策
        - c.安全と認められる骨材を使用する抑制対策
      - (イ)アルカリシリカ反応性試験方法

JIS A1145「化学法」、JIS A1146「モルタルバー法」、JIS A1804「迅速法」

2) 「耐凍害性」の確認できる資料を提出してください。

溶融スラグを使用すると耐凍害性が低下しますので、原則的に凍結融解試験A法により耐凍害性を確認する必要があります。

ただし、製品の用途が重要な構造物ではなく、使用形態が露出されているなど製品の状態が容易に確認できるものなどについては、これまでの実証研究等で特に耐凍害性の低下が認められない程度の配合（単位水量、水セメント比、空気量等）の製品であれば、証明できる文献資料等を添付してください。